

公益財団法人 スプリックス教育財団

2025 年度 給付型奨学金 募集要項

1、目的

公益財団法人スプリックス教育財団（以下：当財団とする）は、社会的な支援を必要とする学生に対して奨学金支給を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

2、奨学金概要

- ① 支給額：36 万円（年額）
- ② 支給期間：採用年度から大学卒業までの最長 4 年間
（※正規の最短修業年限が上記期間より短い場合はその期間とします）
- ③ 支給方法：年 1 回、1 年分を財団指定の日付（8 月下旬）に、奨学生本人名義の銀行口座へ振り込みます。

※本奨学金は給付型であり、返済義務はありません。

3、応募資格

以下の要件にいずれも該当すると認められる者

- ① 2025 年 4 月 1 日に日本国内の大学に在籍する大学生（＊）
- ② 日本国内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、養育家庭（養子縁組を行っていない里親）、またはファミリーホームのいずれかに入所、または退所・措置延長した者、及び里親の下で養育されている者
- ③ 財団主催の行事に出席できる者

（2025 年 8 月 6 日（水）に東京都渋谷区で開催。出席が可能な方のみご応募ください）

※公共の交通機関を利用して出席する場合、自宅～会場の往復交通費を支給します。

※1 都 3 県以外にお住まいの方には、宿泊費（上限あり）を支給します。

＊医学部・薬学部など 6 年制の大学・学部及び短期大学についても対象となります。

独立行政法人日本学生支援機構を含む他の給付型奨学金との併用を認めていますが、相手が併用可能かはご自身にてご確認ください。

4、募集概要

募集人数 毎年 10 名程度

募集期間 2025 年 4 月 1 日～2025 年 5 月 7 日

5、応募方法

当財団ホームページ上にて必要情報を入力の上、申請書類をダウンロードしていただき、事務局までご郵送ください。

応募は本人からに限ります。

書類はすべて本人が記入してください。

申請には、以下の申請書類の郵送が必要となります。

- ① 願書
 - ② 課題（テーマ「奨学金の支給を受けての大学での学びと、将来へのビジョンについて」）
 - ③ 誓約書
 - ④ 在籍大学の写真付き学生証のコピー（白黒コピー可）
 - ⑤ 在籍大学の在学証明書の原本
 - ⑥ 成績を証明する書類として以下の原本
 - ・大学 1 年次の方は、直前に在籍していた高等学校の成績証明書
 - ・大学 2 年次以降の方は、直近の成績証明書
 - ⑦ 世帯分の住民票の写しの原本（マイナンバーの記載が無いもの）
 - ⑧ 児童養護施設等出身であることを証明する書類（＊）
- ＊書式は自由。「施設等在籍証明書」（施設長発行）、「児童（里親）委託証明書」（児童相談所発行）、「措置解除決定通知書」（児童相談所発行）等

※①～③については当財団指定書式によります。

受付期間：2025 年 4 月 1 日～2025 年 5 月 7 日（※当財団事務局まで必着です）

郵 送 先：〒150-6222 東京都渋谷区桜丘町 1-1

渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー22F

公益財団法人 スプリックス教育財団 事務局

※「奨学生応募書類在中」と明記ください。

※書類提出に関するお問い合わせには対応できません。レターパック等の郵便追跡サービスをご利用ください。

※書類の不足があった場合、受付期間中に届かなかった場合は、いかなる理由であれ申請は受理いたしません。

※奨学生として採用されなかった場合、送付いただいた書類は事務局にて破棄いたします。

6、選考・採用

- ① 選考は申請書の内容に基づいて、当財団選考委員会の選考を経て理事会で決定いたします。
- ② 選考結果（採否）は、7月開催予定の理事会以降、速やかに本人に通知いたします。
採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合は、速やかに当財団事務局へ届け出てください。

7、採用者の手続き

- ① 振込先情報
奨学金の振込先金融機関口座情報（応募者本人名義に限る）を所定の方法により、指定する期日までにお送りください。
- ② 確認書（誓約事項及び同意事項）
記載事項を確認し、応募者本人が自署捺印の上、指定する期日までに所定の方法によりお送りください。

8、奨学生の義務

年1回の財団が主催する行事に出席いただきます。
(2025年は東京都渋谷区で8月6日(水)に開催します)

また、以下の書類を年1回、5月中旬までに当財団事務局まで送付ください。

- ① 奨学生現況届（財団指定様式）
- ② 在学大学での前年度の成績証明書
- ③ 在学証明書

9、奨学金の休止・停止・返還請求

以下の1つにでも該当したときには、奨学金支給を休止または停止します。

- ① 書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ② 傷病などのために学業継続の見込みがなくなったとき。
- ③ 本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき。
- ④ 休学または停学したとき。
- ⑤ 在学校の学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学・転学部（科）を除く）。
- ⑥ 正当な理由なく、8. 奨学生の義務を果たさなかったとき。
- ⑦ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき。

このほか、奨学生として適当でない事実があり、義務を故意に怠り、資格喪失した場合には、奨学金を返還いただきます。

10、個人情報の取扱い

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

11、その他

当財団の奨学金支給は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合は、速やかに当財団へ届け出てください。

2025 年度の奨学生募集につき不明な点は、当財団ホームページよりお問合せください。

なお、電話でのお問い合わせにつきましてはご遠慮ください。